

令和6年9月19日

ご利用者・ご家族 各位
関係者 各位

三重県厚生事業団理事長

「三重県いなば園」における虐待の認定について（お詫び）

この度、三重県いなば園において、入所利用者様への不適切支援が発生し、自治体による調査が行われ、令和6年8月23日付けで虐待を認定する旨の通知がありました。

このことについて、下記のとおりご報告いたします。

今回の認定事案により、いなば園をご利用いただいている皆様、関係者の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1 事案の経緯

- ・ 6月28日（金）、いなば園の安全カメラの映像を確認している中で、6月26日（水）午前6時50分頃、利用者様に対して、職員が大声で怒鳴り、居室清掃のため退室いただく際に、利用者様を居室から廊下へ引きずり出す等の不適切な行為を行っている映像を確認しました。
- ・ 6月28日（金）に利用者様の居住自治体と県に通報しました。
- ・ 利用者様に怪我はありませんでした。
- ・ 利用者様のご家族へ連絡し、謝罪等させていただきました。
- ・ 7月22日（月）に自治体による調査が行われました。
- ・ 8月23日（金）に利用者様の居住自治体から、三重県いなば園長あての通知文書を受け取り、虐待が認定されました。また、三重県の指導のもと、事業運営の適正化に努めるよう指摘を受けました。

2 今後の対応

今回の虐待事案は、改善の取組の一環として、安全カメラの映像を用いて支援方法を検証する中で明らかとなり、障害者虐待防止法に定められた通報ルールに基づいて対応した結果、虐待として認定されました。今回の事案についても、虐待防止委員会等で発生要因を十分に検証し、再発防止に努めるとともに、今後も不適切な行為が発覚した際には、ルールに基づいた通報を徹底してまいります。

また、県の特別監査結果を受けて改訂した「三重県いなば園虐待防止改善計画（改訂版）」に基づき、利用者様の気持ちに寄り添いながら穏やかな支援を提供し、支援の質の向上と職員教育の強化に努め、さらなる改善に向けた取組を本格的に進めてまいります。